

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館の使用の許可		
根拠例規及び条項		多治見市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例 7 号）第 6 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	社会教育法（昭和 24 年法律 207 号）		
	基 準	（使用の許可） 条例第 6 条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可に公民館の管理上必要な条件を付することができる。 3 指定管理者は、公益を害するおそれがあると認められるときは、又は公民館の運営上支障があるときは、使用を許可しないことができる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～1 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分機関 ～1 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				